

第5回滝沢市自治基本条例検証委員会会議録

【日時等】

日時 令和6年12月18日（水） 午後1時30分から午後3時20分まで

場所 滝沢市役所2階 大会議室

【会議録】

（杉村課長（事務局））

ただ今から第5回の自治基本条例検証委員会を開催いたします。

本日の出席につきましては9名中6名の出席となっております。

委員の過半数に達しておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

ここで次第にはございませんが、本日ご出席の委員の皆様におかれましては、委員名簿を確認していただければと思います。

なお、本日、関委員、三浦委員、岡山委員の3名が欠席となっております。

それでは続きまして、本日出席をしております市の職員を紹介いたします。

～職員紹介～

それではどうぞよろしく願いいたします。

ここで、武田市長よりご挨拶を申し上げます。

（市長）

本日は、年度末のお忙しいところご出席を賜りましてありがとうございます。

それでは第5回滝沢市自治基本条例検証委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。滝沢市自治基本条例は平成26年1月1日の滝沢市制の施行に合わせ、市民主体の地域づくりの更なる進化を目指し、地域、議会行政の協働とそれぞれの役割分担などを定めた条例であり、滝沢市はこの条例に基づき、地域の将来像の実現に向け、地域づくりを推進しているところであります。

今年、市制施行のちょうど10周年の年でもあり、そして合わせて第2次滝沢市総合計画がスタートした年でもありました。

第2次滝沢市総合計画では基本構想において、「やさしさに包まれた滝沢」というものを目指しております。この優しさについては、お互いに共感し合い、共感し合いながら寄り添い、ともに生きていくことを目指しております。

そして、この社会的包摂性が高い地域社会の実現に向けた取り組みを市民と行政が一体となって取り組んでいるところでもあります。

滝沢市自治基本条例では、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域の実現に向け、またコロナ禍によって、地域の中で人と人とが会う機会あるいは支え合う機会が長きにわたって失われてしまいました。

そういったことに対して、この第2次滝沢市総合計画、あるいは自治基本条例に基づいた行動を一緒になって市民の皆さんと作ってまいりたいと思っているところです。

まず、委員の皆様におかれましては、自治基本条例に基づく地域づくりが進められているかについてしっかりとご検証をいただきたいと思っておりますとともに、多様な分野でご活躍され

ていることから、ぜひともそういった知見のもとに、今回評価をしていただければと思っております。色々な意見が出ることを期待申し上げまして、私からのご挨拶といたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(杉村課長)

ここで、議事に入る前に市長から諮問をいたします。まずは、諮問を行うことになった経緯につきまして説明いたします。前回までの経緯を含めて、事務局の高橋総括主査から説明いたします。

(高橋総括主査)

それでは私の方から説明させていただきます。先の第4回の検証委員会におきまして、市長に対して自治基本条例検証委員会から委員の皆様の意向を踏まえて自治基本条例の検証に基づいた提言を行うこととしておりましたが、滝沢市自治基本条例第35条第3項に基づき、市長から検証委員会に対して諮問を行いますので、よろしく願いいたします。

(杉村課長)

それでは、諮問に移ります。武田市長から自治基本条例検証委員会に対して諮問がありますので、よろしく願いいたします。

～武田市長から会長に諮問を手渡す～

(杉村課長)

それでは武田市長はこの後別の公務がございますので、ここで退席となります。

～武田市長、退席～

(杉村課長)

それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、検証委員会条例第4条第2項の規定により、役重会長にお願いしたいと思っておりますどうぞよろしく願いいたします。

(会長)

それでは進行させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

先ほど諮問に対する説明と、市長からの諮問がありましたように、今回、皆さんの任期期間中にやはりきちんと諮問・答申という形を取らせていただきたいと思いますということでこういう運びになりました。

短い間でのその答申の取りまとめということにはなりますが、これまで話し合ってきた蓄積がありますので今回事務局にもご苦労いただいて、条例の一つ一つについて検証の資料も準備していただきました。活発なご意見をよろしくお願いしたいと思います。

(会長)

それでは早速ですが議事に入ってまいります。議事の「(1) 第4回検証委員会のふり返りについて」、事務局からまずご説明をお願いします。

(高橋総括主査)

それでは私の方から「(1) 第4回検証委員会のふり返りについて」ご説明いたします。先の第4回の検証委員会につきましては、令和6年3月12日火曜日に開催されました。検証事項につきましては、資料の通りでございます。

検証委員会内で滝沢市行政基本条例、議会基本条例、コミュニティ基本条例の評価をいただき、これらに対する意見につきましては次の通りであります。

まず一つは滝沢市自治基本条例につきましては、条例本体の検証、条例、運用状況について検証が必要ではないかという意見がありました。

滝沢市行政基本条例につきましては、市政懇談会の開催方法について、地域づくり懇談会自治会任意活動団体単位で開催してはどうか。市民参加条例の制定についてはどうか。審議会の原則公開、議事録公開の状況の確認についてはどのようになっているのかというのが挙げられました。

続きまして、滝沢市議会基本条例につきましては、報告書の評価方法について評価に馴染まないと評価した部分についてはどのようになっているのか。外部評価の実施については検討されているのか。議会モニター、議会アドバイザーの意見の反映状況はどのようになっているのか。議会の情報発信、ホームページアプリ SNS の活用状況はどのようになっているのか。議会の投票率は上がったのか。市民への議会の議会質問の事前発表は可能かというのが挙げられました。

コミュニティ基本条例につきましては、地域別計画の検証がされているかどうか。出前講座の活用状況はどうか。コミュニティ組織（自治会）の強化はどのようになっているのか。参加しやすい自治会運営になっているのか。自治会役員、事業のスリム化に向けた活動についてどうか挙げられました。

3つの条例全体としては、運用によって住民自治に対する影響の有無について挙げられました。前回のふり返りにつきましては項目別に挙げた内容につきましては以上になります。

(会長)

ありがとうございます。こちらについては前回の議事録も皆さんご確認のことと思います。ある程度、もれなく挙げていただいたのかなと思いますが、皆さんの方から何かご意見や確認質問などありましたらお願いします。

※意見なし

(会長)

中身については、この後の議事にも関わってきますので、とりあえずここは確認したということを進めさせていただきます。

続きまして、議事の「(2) 第2期検証委員会における検証について」、この任期期間での

全体のふり返りということで、進めていきたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

(高橋総括主査)

「(2) 第2期検証委員会における検証について」、全体のふり返りも含めてご説明させていただきます。

第2期の検証委員会につきましては、資料の通り本日も含めて5回開催してございます。

第1回目が令和3年3月29日、第2回が令和4年3月9日、第3回が令和5年3月8日、第4回が令和6年3月12日で、本日第5回が令和6年12月18日となっております。

検証の内容につきましては、資料のとおりとなっております。

また、第1期からの提言につきましては5項目挙げられてございます。1つ目は、行政基本条例の自己検証結果の再検証作業を行うこと。2つ目は、議会に対し、市民参加の議会評価委員会設置を働きかけること。3つ目が、滝沢市地域コミュニティ条例が定めた「市民主体の地域づくり」の成果と課題について、地域づくり懇談会からヒアリング、地域別計画の進捗状況などの自己検証結果などを踏まえながら取り、取りまとめること。

4つ目が、自治基本条例の条文、前文を含めますけれども見直しの必要があるかどうかの検討。5つ目が、自治基本条例各条文の運用状況の検証作業。ということが第1期から挙げられた項目となります。

滝沢市自治基本条例の運用状況についてという資料をご覧ください。資料につきましては、事前にお送りしておりますので全箇所を読み上げは行いませんが、各委員からのご意見をいただきまして検証いただきたいと思いますので、お願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。これまで4回、各年1回ということで開いてきまして、第1期と比べると回数は減っているのですが、コロナ禍とかそういったことも挟みながら精力的にご意見いただいていたのかなと思います。

それでこの「滝沢市自治基本条例の運用状況について」いかがいたしましょうか。内容が膨大ですのでご覧いただいていたとはいえ、もう少し丁寧に見ていった方がいいのかなというふうに思っています。これは、第1期委員会からの提言の中に条例の条文の検証をきちんとこの委員会としては行ってほしいということもありましたのでそれに対応するものになります。

参考資料の1、滝沢市自治基本条例の目次をご覧ください。この条文の構成が、第1章から第11章までとなっております。それで今回、第1章第2章は、理念条文でもありますので、主に第3章から検証していきたいと思っています。

この目次に沿って第3章と第4章は地域づくりについてであり関連がありますので、まとめて検証していただき、その後に第5章は地域コミュニティ、第6章は行政、第7章が議会運営でして第8章以降ということで、5つぐらいのパーツに分けて皆さんからご意見を伺ってきたいと思います。もちろん、全体に関してということもあるかもしれませんが。それはそれで結構ですので、そのように進めていきたいと思います。

よろしいでしょうか？

～委員から同意あり～

それでは第3章から進めます。第3章は、第7条が総則的なことが役割分担ということで総則になっていますし、第8条もその役割分担に基づいて各々が取り組むという総合的な指針となっています。この運用状況につきましては、ここにありますように総合計画の中でそれぞれの役割分担に基づいた市民行政計画というのは市民計画として策定をしてきたということが書かれています。これはその通りと思いますが、この所掌について皆さん何かお気づきのことやご意見ありましたら、発言をよろしくお願いいたします。

合わせまして第4章も関連してきます。第4章には、非常に重要な市民参加という内容の記載がありますので、第4章についてもご意見をいただきたいと思います。

(委員)

資料の3ページの右半分に書いてありますが総合計画の策定にあたっては、4章の9条の2項に総合計画の策定にあたっては市民の参加できる方法を用いることとしており、市政懇談会や市長と話そうが実施されていますが、回数は非常に多くやられていると思います。

それから、懇談でも400件を超える意見をいただいたとなっています。これらの意見を反映する手段として、収集してまとめているだけなのか、何かしらの方法で公表されているのか伺いたいです。私達婦人会の方では令和6年4月26日に市長をお招きして話を聞くことになっていたのですが、体調崩されたため延期となり、日程を改めて調整することとなりましたが、今のところ開催の打診がない状況です。婦人会も3月末にも改選がありますので、私も役を退くことになると思うので宿題を残した形になることは避けたいので、何とか年内中に調整していただきたいと考えています。

(会長)

こちらは第9条の運営状況ということなのでお答えをお願いします。

(佐藤部長)

大変申し訳ございませんでした。これは多分、事務方の手落ちでございますので市長はかしまらずに対話するというので、どちらにでも出向いて行って市民の方と対話することをモットーにしてございますので、改めて婦人会の皆様にお詫びとともに機会を設けたいと思ってございます。市政懇談会や市長と話そうにつきましては、回数を書いてございますが34回延べ515名の方からご意見いただきました。総合計画策定にあたってはいただいた意見、こういう意見をいただきましたということで冊子にも書いてございますので、そういった意見をいただいたところの反映については記載しているところであり、まるっきり聞きっぱなしということでございませんし、今年も10月から11月にかけて市政懇談会を地域に開催していただきました。その中で、総合計画の概要版を示しながら、市民の意見はこういった形で生かされていますということで地域に入ってご説明差し上げたところでございます。

(会長)

よろしいですか。ぜひ会長さんのご在任中に実現するようにお願いします。このいただいた意見については、こういう意見があつてこんな感じで反映されているみたいな行動を見ることができている状況になっているのでしょうか。

(杉村課長)

いただいた意見については、それらの意見に対する回答や対応状況をまとめて、申し込みのあった団体の会長を通じて書面で送付するとともに、ホームページにて全て公表させていただいておりますので、そちらでも広く確認できるようにしているところであります。

(会長)

ありがとうございます。そうしますと、第9条はしっかりさせていただいていると感じたところですがいかがでしょうか、他の条文も含めてお願いします。今のお話にも関連するのですが、やはりその市民参加というのは情報の共有、情報公開というものすごく重要だと思っています。この第10条の規定がありますが、確認までではあります、例えば情報公開請求に対する非開示もしくは一部非開示について、こういったものについては個別の規定がありますのでしっかりそれに基づいて運用されている、あるいはそのような不満については出ていないということで大丈夫でしょうか。

(佐藤部長)

市の情報公開につきましては、市政運営するに当たって市民への情報提供と様々な情報を知っていただいて監視していただくというのもございます。公開につきましては、個人情報でしたり保存年限が過ぎた文書もございますので、規定通りに公開できるものは公開しているところであります。

(会長)

ありがとうございます。第11条の市政参加についてですが、1項から7項まであります、この中で例えば市民参加条例を定めていない状況があるのですが、ボリュームありますし、重要な点ですので簡単で結構ですので運用状況について、事務局の方から少しポイントを絞ってご説明をいただけますか。

(杉村課長)

5ページ目の第11条の市政参加等のところでございます。まず、市民の多様な参加の機会を設けるということと、その意見を市政に反映していくということが謳われております。対応状況でございますが、先ほどのことも関連するのですが市政懇談会であるとか市長と話そうという機会設けている他に市のホームページなどにも、問い合わせフォームを設置しております、そちらからも24時間ホームページを通じて問い合わせ、ご意見いただけるということをしております。その他に、アナログではありますけれども市役所の受付の総合案内のところに、声の箱という投書をできるような仕組みも作っております。

また、毎年これは平成18年から続けているのですが、幸福実感アンケートというものを無

作為抽出して 3000 人以上の方に送らせていただき、市民の考えを定点観測して基本項目を設けてずっと聞いているというところになっております。

その他に、その年度に必要とされるような、聞きたいことなどの項目を追加しながら、この幸福実感アンケートを 20 年近く、ずっと行って市民の意向を捉えているということになっております。令和 6 年度については、これらの取り組みの他に新たに広く市民の意見を聞く場として、また、市政に関心を寄せていただく場、そしてその意見を市政に反映させることを目的として、無作為で抽出した市民の皆さんにご案内をしてテーマを設けて、それについて率直な意見をいただく「自分ごと化会議」というものを新たに設けて実施しております。

ちょうど 15 日の日曜日、この場所で開催させていただきましたが、18 歳から 73 歳までの 18 名の方に応募していただきまして、今年度については市の情報発信のあり方について市民の皆さんと議論をして、それを令和 7 年度の施策に反映させるべく、出された意見を踏まえて市の方針を考えていこうということで取り組みをしているところであります。

市行政としては、このような取り組みをしているということでございます。

(田村課長)

続きまして、議会の方をご説明いたしたいと思っております。議会では、まず一つ市民懇談会というものを開催しております。令和 5 年は年 4 回開催いたしまして 71 名の方に参加をいただいております。市民懇談会は、自治会等の地縁団体や各種団体、法人からの意見や要望を聴取する場としております。原則として事務局を有する団体を対象とし、そして会場やテーマ、懇談方法はその都度協議して決定することとしております。令和 6 年は、産業建設常任委員会の所管事務調査のテーマである交通弱者対策について、中心拠点を核とした交通網の整備についてというテーマで 5 回開催をしています。他団体との共催といたしましては、本日、市の学童クラブ連絡協議会の方と市民懇談会を開催する予定としております。

次に議会フォーラムということで、令和 5 年 5 月 28 日に開催をしており、参加者は 89 人となっております。市民とふり返る議会評価ということで 4 年間の議会活動の報告や議会アドバイザーからの講演等を実施いたしました。当日は、市民の方から議会活動の評価を 10 点満点で何点かというアンケートを実施して、6.4 点ぐらいの点数をいただいたと記憶してございます。参考までに、令和 6 年に関しましては、小学校ごとに議会報告会として、9 ヶ所で開催いたしまして 107 人の方から参加を頂戴しているところでございます。

(役重会長)

ありがとうございます。今のは第 11 条の第 1 項、それから第 3 項に関わる部分ですね。

先ほど市政懇談会のお話がありましたけれども、以前、前回その開催方法について、地区ごとなのか小さい地区でも開催した方が良いのではないかと、開催方法や開催地区を工夫してはどうかとご意見がありました。何かご意見あればよろしく願います。

(委員)

確かに市政懇談会ですけれども、市内の中での自治会単位でのものということより、11 地区での地域別懇談会で開催していると思っております。懇談会の中には複数の自治会が参加していますが、その中でも自治会単位で開催してほしいという方もいるのですが、実際には開催さ

れていないです。私とすれば市政懇談会は地域別懇談会単位で開催していいと思います。

しかし、市長あるいは市はどのような内容で市政を動かしていくのだろうということはそれぞれの自治会の中でもかなり興味を持っている方もおりますので、自治会単位での開催もぜひやってほしいなと思っております。これは自治会と市の関係を調整しないとなかなか難しいとは思いますが、私なりにそういう感じを持っております。

(会長)

いろいろ地域事情もそれぞれとなると思います。

(委員)

皆さんご承知のように市政懇談会は11の地域づくり懇談会単位で実施しております。それでも市では、その中でも単一自治会での開催要望があれば実施することとなっています。

地域づくり懇談会の中には4つの自治会や1つの自治会で懇談会を組織しているところがありますが、元村地域づくり懇談会は元村地区自治会連絡協議会があり11の自治会で組織しています。そのうち一つは単独で地域づくり懇談会を組織し、10の自治会で市政懇談会を実施しております。一般住民には特に開催の回覧を回すとかそういったことはしないです。各自治会3名ぐらいの出席を要請していますから、ほとんど役員が出席するような形になります。だからそこはやっぱり問題があると思いますし、今年の元村地区の市政懇談会は10自治会で3人と30人集まるはずですけども、何か20人ぐらいしか出席しなかったようです。その辺を見直しして、私が伺っている情報ではこの市政懇談会のあり方を当局の方で今後見直ししていくというお話も聞いておりますので、もし差し支えなければその辺のお話もお願いします。

(会長)

お願いします。

(杉村課長)

市政懇談会については来年度から見直しを図る予定でございます。現状では、地域づくり懇談会ごと11地域を基本に開催させていただいております。希望があれば単位自治会にも出向きますという方法にしておりましたが、令和7年度については11地域を回る市政懇談会は止め、それぞれの単位自治会からの申し込み制に変えまして、市政懇談会を行わせていただきたいと思いますと考えております。また、その他にも市内3地区、南部・中部・北部ごとにタウンミーティングというものを開催したいと考えております。それについては、全ての市民の方を対象にフリーで参加していただく場を設けたいと考えております。そこでは、市の今取り組んでいるトピックなどを市長から説明させていただくとともに、参加された市民の皆さんとざっくばらんにいろんなことをフリートークのような形で開催したいということで、市政懇談会は見直しをさせていただければと考えております。今月23日に自治会連合会の理事会がございしますが、その際に正式に自治会には説明させていただいて、方向性が良しとなれば正式に令和7年度から開催方法について見直しをさせていただければと考えております。

(委員)

市政懇談会のお話が出ましたが、11の地域づくり懇談会に分けて今開催されていますけれども、我々も東部地区では4自治会が1本にまとまって開催しておりますが、市民の関心もものすごく薄いです。こういう個別に全部回覧文書回してもなかなか参加してくれない状況です。開催する方は簡単にまとめた方がいいのですが、今話がありましたようにやり方を1回検討してみて、市民の意見はいろいろ意見がありますが、いかに市民が参加できるような方法を、懇談会などに出るような工夫を今後やれば、非常に参加率は上がってくるのではないかと思います。市民の皆さんはそういう会議に出たいという思いがものすごく強いと思いますから、ぜひそういう機会を設けていただければありがたいと思いますのでよろしく願いします。

(会長)

わかりました。コロナの時期を経て、どの自治体もすごい懇談会などの参加率が下がっています。きめ細かい単位で開催するというのはとても良いことだと思うのですが、そうすると自動的に参加率が上がるということにも多分ならないと思います。この第11条の第4項に市民も積極的に参加するという規定がありますので、自治会の中でも話題にしながら情報が行き渡るようにぜひやっていただければと思います。

(委員)

市民懇談会ではないのですが、議会の市民懇談会などを小学校区単位で開催することの意味が分かりにくいなと思っていました。議会の方ではそういうことに対しては、やはり広く皆さんに議会のあり方などのことを多く知らせるのだという気持ちはあったと思いますけども、受ける側からして分かりにくい感じがいたしました。そういう意味で、こういう学校単位で開催することも一つの方法だとは思いますが、もう少し内容のあるようなものにできなかったのかと思います。私も小学校区単位の懇談会に参加をいたしましたけれども集まってくる方々というのは限られた人たちということでした。

(委員)

小学校区での懇談会への参加率が低かった理由を伺ったことがあり、議会としては学校で開催した方が若い方々は近くで寄りやすいだろうという狙いだったみたいです。それから、伝達が遅くて自治会で回覧を期待したけど回覧を見たときには明日の開催とかっていう感じでした。議会で考えていることを、一度も自治会の方々と相談しないで動いているからこのようになったと思います。私も小学校区単位の懇談会に出席しまして、議長も出席されていたので伺ったところ、いやまずやる事にしたという話を聞いて、開催するからには1回で当たるようにした方が良くと思いますし、こんな状況だと次回来ない人も出るかもしれない。やはりどのように開催したらよいかを時間かけて考えないといけないと思います。

みんなで情報発信、伝達を早くしないと駄目です、あれは絶対知らない人が多くて数えるぐらいしか集まりませんでした。議員の方が参加が多くてこれではだめだという感じでした。

(委員)

先ほど市政懇談会の話がありましたが、単位自治会での開催をできたらやりたいのですが、盛り上がる雰囲気とかが出てこない、しかも私の所属している自治会は非常に小さいので元村地域全体での開催場所はちょっと距離もあって参加しにくいことがあります。10年ぐらい前に一度自治会単位で柳村村長の時代に市政懇談会を開催したことがあります。その時は元村南自治会で開催いただいたことがあり、その時は出席しましたが、ただ懇談会やりますというように呼びかけだけじゃなく、やっぱり現在滝沢市にはこのような問題があるというか何か話題というか誘い文句的なものがあつたらどうかと思います。懇談会に参加してもらうために何か工夫が必要じゃないかなと思います。

議会フォーラムとかいろいろ開催したという報告がありますが、全部公開されているのでしょうか。例えば、ホームページに掲載されているとか、私の検索方法がまずくて見ていないかもしれませんが、どのようにPRしてどのように公表しているか教えてください。

(田村課長)

まず公表のところでございますが、議会のホームページがございまして、そこに報告書の方は載っておりますが、今回12月からホームページが変わりまして多少読みやすくはなりましたが、前のホームページは何度も何度もたどっていかなければ探せないという作りになっておりました。今回は載せたときにトップページに出るように公開の方法を工夫していきたいと思っております。一応、原則全て公開はしておりますが、なかなか皆様の目に届いてないなどこちらも感じております。

あと、今年の小学区ごとの議会報告会ですが、いただいた意見につきましては、おっしゃる通り私達も感じておるところであります。今回の事をいろいろふり返りながら次回開催するときには、いろんなご意見を伺いつつご相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。開催する側も一生懸命やっているわけですが、人に来てほしいわけですが、参加しやすくするためには例えば時間とか場所とかそのエリアをどのようにするのが大事かと思いました。1つだけちょっと申し上げますと私、先週先々週から山梨県の山梨市に行っておりましたが、そこも以前は地区で何かやりますと言っても人が集まらない状況でした。そこで人を集めるためにやっていたのは、例えばキッチンカーが来て、栄養士さんが栄養たっぷりの試食を出してくれて、そして栄養相談もしてくれるとか、若い人たちがちょっと何か持ち寄るとか、そういうのに合わせて山梨市は27ヶ所を回っていました。そこには遠隔診療者が来てお医者さんにも遠隔で相談できるみたいなことも実施していました。いろんなことを合わせ技でやっていると、もう住民も1人しかいない、あれもこれもとなり出られなくなりますので、いろいろ何か楽しいことを組み合わせながら開催していくのもありかと思っておりますので参考までお知らせします。

関連して、私が気になるのはこの第2項です。男女共同参画社会等もちろん、誰もが参加しやすい環境整備ということはこれとても大事かと思っております。この運用状況を見ますと様々工夫をいただいておりますが、はっきり言うとまだまだかなという気はします。

例えば、この自治基本条例検証委員会の会議も、どうしたって若い方は日中仕事をしていらっしゃると思いますし、子育て中の方も来られないです。例えば、今はオンラインを取り入れハイブリッドで会議を開催しようと思えばできます。オンラインであれば時間の合間に30分でも参加できることもあります。その辺を変えていかないと一部の人がずっとやっているねというのから抜け出せない気がしますのでぜひこの第11条第2項ですね、注目していただければと思います。

(委員)

この市政懇談会もマンネリ化していると思います。先ほどから話に出ている、出る人が限られた人しか出てこない。それを今後変えてくためには、行政も限られた人数で行っていますし、単位自治会だけでやったら大変な時間も取られるわけです。それが1回やってみることも必要だと思うのですよね、どのような反応を示すかね。そうすると、若い人が参加してもらうためにはどうしても土日の開催になります。夜の会議だと昨日も会議を開催しましたが、若い人たちは仕事をしていて平日はなかなか出席できないという問題点も出てきますが、何かそういうことをやっていかないと本当に市民の生の声がないような感じを受けています。市政懇談会を開催する場合は、地区のいろんな問題点というのは行政の方で、この地区にはこういう問題点があるなということを多少先ほど委員のお話にもあったとおり、地域でテーマを作って会議やりますよと打ち出していけば、非常に皆さんも問題意識持って参加するのではないかと感じています。その辺もぜひちょっと検討していただければ参加者が増えるのではないかなと感じます。

(会長)

非常に重要なご指摘だと思います。例えば、自治基本条例第11条第5項に自身が提案をできるとなっています。この運用状況を見ますとアンケートとかがありますが、必ずしも積極的に出されている状況じゃないと感じており、提案が出ないからまあいいんだということじゃなくて、この第5項をどう生かしていくのかということですよ。

例えば、先ほどおっしゃいました「自分ごと化会議」とか新しい工夫されているということですね。そういう場で例えばこういう条項を使ったら、この会議の中でもどんどん実効性のある提言ができるんだよとか、そういった使えるんだよっていうことをやっぱり常に見せていくということですね。北上市では文化芸術推進条例というのを作りまして、現在計画を作っています、私も関わっておりますが北上市では例えばこの条例に基づいてこういう工夫をして、この企画展や文化イベントを開催していますとチラシやポスターなどにこの条例第何条に基づいて開催していますと書かせています。そのようなことが職員も住民も意識付けに関わってくるのかなと思いますのでぜひ工夫をお願いしたいなというところでありませう。

あと第7項の市民参加条例ですが、これはずっと未制定ということになっています。未制定ではありますけれどもこういう状況の中で、例えば何か要綱とか運用ルールとかマニュアルとかこういうもので変えてやっていますとかそういったものがあれば仕組みとしてはあるのかなと思うのですが、何もないっていうのもどうかとも私は思っています。

なかなか条例を制定しても参加する人がいなかったら、盛り上がらないということもあり

ますからどっちが先かってこともありますけど、引き続きこの条文がありますので前向きに検討していただきたいことはお伝えをしておきたいと思います。

次に、第5章の地域コミュニティの運営ということで、こちらについては各地区で様々な努力をされていらっしゃるということですし、自己評価という部分も各地区で進めていらっしゃるということもありますので、それに加えてこういった点がということがありましたらぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。これは実際書いてあることは、その通りですけれども、自分の地区で先ほどからなかなか若い世代で参加が増えないということもありました。第13条、第14条では地域コミュニティはかくあるべきだということが書かれています。それに対して第15条で、市はどういうふうにそれをサポートしていくか条例を作ってやるんだというふうになっています。このコミュニティ基本条例の検証というのは前回でしたか前々回もお聞きしたところですが、改めて市の方でサポートについてどのように考えていらっしゃるかというのをちょっとお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

(藤島課長)

先ほど来の11地域ということで皆様からご意見が出ていましたが、それぞれの懇談会としての地域別計画を作成していただいています。その中でその作成過程にあたっては、前回のふり返り、いわゆる評価も含めて次期への取り組みということでそれぞれ4回ずつ懇談をしていただいて計画を策定しているところでもあります。計画期間が8年というものですので、長い期間ですので、市として推奨しているのが中間だけではなくて、毎年についてもふり返りをしていきませんかというふうなところについて、これから取り組みを支援していければいいなと思っています。

(会長)

この課題は、順調ということで、そういう認識でよろしいですか。地域により差はあると思いますが、いかがでしょうか。

(藤島課長)

確かに地域別計画の運用につきましては複数の自治会で編成しているところもあれば、1つの自治会で行っているところもございますので、地域差は確かにございます。

(委員)

地域コミュニティに関してですが、私、東部の方に住んでおまして、皆さんご存知のとおり滝沢山車祭というお祭りをやっています。今何するにしても、これだけ世の中に災害が多くなっており、コミュニティが大事になってくるのではないかと思います。特に地域同士が繋がりを持てるような、環境的なものを作っていくということを踏まえると、各地域で何か一つのイベントを作って万が一災害等が発生した場合ですね、連携とれるようなコミュニティを作っていくということも行政としても何か関わりを持つべきじゃないか、地域もそれに対して協力することは多分やぶさかではないと思うのですよね。これから一番大事なのはどうしてもいろんな話題になると、やはり災害等が必ず皆さんから心配があるんですよね。皆さんといかに協力関係を築けるか一番大事なのは隣近所だと皆わかってはいるのです

が、やっぱり地域全体として、大きなくくりとして、そういう連携が取れるような、組織体との今後何かもう少しね、中身に入ったようなやつでやっていくためにはそういうイベントと一緒にやるということが必要になってくるんじゃないかなと、そういうことでコミュニティを考えていかないと、絵に描いた餅になるんじゃないかなって感じもします。

(委員)

地域で何か共通点のものがあって、もっとコミュニティが深まるっていうのはわかるんですけどうちの地域はお勤めされている世帯と農業を営んでいる世帯が一緒になっている地域です。それで私達若い頃、一生懸命農業やっていた頃には子どもたちのことは煩わしかったな、あんまり目にとめていなかったところあります。これからは、自分たちの世代を守ってくれる子どもたちと仲良くしていかなければならないと、先ほど言った災害があったときにも、あの人どこのおじいちゃんおばあちゃんってなるので、うちの地域では敬老会のときに必ず屋号を聞きながらどこの子どもかっているのは会話をして、この子たちにお世話になるっていう意識を持つような中身に変わってきて、すごくいいなと思っていました。私が嫁に来たばかりのときとは全然違って、今はもう子どもたちに支えられていると思う意識が強くなってきて、そしてサツマイモを使った料理を振る舞うから産直で売ることから来てと話します。そういうふうにご子たちを巻き込んで、産直でサツマイモのバラ売りをするとかトコロを擦ってそばに乗せるとか、今度は落花生を作っている方がいて、それを練り込んでお餅を作ることを考えて、地域が若い子たち、子ども会などに協力してもらいながらやっているのって、何か起きたときにはこの子たちが支えてくれると思って、私は産直みたいなものやっていて、農業をやっていない方も近くから来ているのでいいなと思っていました。私も近くなので、一生懸命手をかけるっていうかやっていますけども、すごくいいことだなと思っていました。

(会長)

大きなイベントではなくても、そういう小さな中でも、何かハロウィンみたいな形で子どもたちに必ず自宅に来てもらって顔を合わせて、どこそこの子どもだって言うてお菓子をあげるみたいなことはわりと多くの地域で始まっています。

(委員)

第5章の地域コミュニティ運営のところですが、地域別計画の策定運用状況でここにあるとおり、今11の地域づくり懇談会ごとに地域別計画を作成して、第2次総合計画に合わせて現在運用しています。以前から感じているのですが、元村地区自治会連絡協議会は、10の自治会でこの地域別計画を作成しております。そうすると、10の自治会だとそれぞれの自治会の状況が違います。世帯数も違うし、農家とそうでない世帯が一緒になっているような地区や、完全に新興住宅地だけの地域とかあります。このように状況が違うので、その中で一本化した地域別計画を運用するのは非常に難しいところがあります。

これからは、北部・中部・南部とか3分割にして具体的な地域別計画を作るとかですね、そういった方向に進めていった方が良いのではないかと感じております。

(会長)

今おっしゃられたようなこととか、先ほどイベント開催による地域の繋がりを作るところは行政の手入れといいますか、行政の強いリーダーシップとサポートがないとなかなかできない部分ですね。

私、日曜日に大阪で開催された自治講座に参加していろいろなお話を聞いてきたのですが、今、2000年代以降から地域が計画を作って交付金を渡す手法がずっと進んでいった結果、地域任せになってしまっていて、地域運営がやれるところとやれないところができていて、1回転してですね、もう1回行政の中にきちっとこのコミュニティ政策とか地域自治ってところの専門性を備えた人材を行政の中に置いていかなきゃいけない、育てていかなければならないというところに何となく研究者の動向がシフトしつつあります。もちろん、地域の自治が大事なので間違っていないのですが、任せっきりで維持できない、今は後退してってしまうのです。その点をこの第2期の答申としては力を入れたいところと個人的には思っています。

(委員)

関連するのですが、先ほど地域の祭りの話がありました。実は、チャグチャグ馬コまつりというのが滝沢ニュータウンのメイン通りで30何年間続いたのです。始まった当初の状況を見ますと、今であれば岩手女子高等学校の生徒さんたちや鶯飼小学校の児童がマーチングを披露したりして様々な団体の方々がイベントに参加してきたという歴史があります。それが平成28年に中止になりました。理由は行政の方で、他地域の祭りとは比べ一方に補助金を出すというのはおかしいとのことでした。なぜチャグチャグ馬コ祭りだけにその補助金を出すのだというような話が首長さんの方から話ありましてもう今年だけで終わりとなった一つの歴史がありました。でも、やはり子どもたちを中心としたコミュニティを作っていかなきゃ駄目だとなり、鶯飼地域づくり懇談会が中心となって、1回2回開催しました。開催はしたのですが、やはり中止になった理由はコロナの流行でした。そういうので中止になってしまったのですけれども、今考えますとそれが継続していれば、この地域コミュニティっていうのはものすごく良好なものになったのだらうなっていうことに残念に思っております。いずれそういったことも含めて、行政側と一緒にやらないとこの地域コミュニティっていうのはうまくいかないのだらうな、その地域だけでは駄目だったのだらうなというふうな感じを強く持っております。今後どういうふうになるのか地域づくり推進課との協議をしながらですね、対応していくことが必要だらうなと思っております。

(会長)

何か事務方の事務局からコメントがあればお願いします。

(藤島課長)

滝沢ニュータウンのまつりについては他の部署の所管ではございますが、私も聞き及んでございます。だいぶ縮小され、形は変わっていますがビッググループでチャグチャグ馬コに合わせて子どもたちが参加してまつりを行っている形態になっているのかなと思っております。様々、山車祭の話とか滝沢ニュータウンのお話をお聞きするとですね、やっぱり子ども

たちが活躍していると、大人たちも応援していくってところがあるので、そういったところはこれからも大事なのかなと思います。

(会長)

どこにもこれだという処方箋があるわけではないので、みんな悩んでいますので、せめて行政と一緒に悩んでほしいなというふうに私からもお願いをしておきたいと思います。

それでは次に進んでいきたいと思います。

第6章の行政に関してですが、ここは条文が5つあります。この運用状況については、行政基本条例の方で比較的しっかり検証いただいていると思います。例えば、財政状況の公表については法令で義務づけられているものもありますのでその通りと思っております。若干、個人的な意見ですが引っかけたのはこの第20条の審議会の運用状況についてちょっと気になっております。今日この資料に審議会の一覧表がありますが、説明がありますか。

(高橋総括主査)

第20条につきましては、審議会等に市民が参加できるように努めること、会議等の公表について定めております。別でお渡ししております一覧には、附属機関の公表状況を載せております。これは法律により設置しているもの、条例によって設置している審議会等の公開状況をまとめたものになります。それぞれ市のホームページ等で公開しておりますが、附属機関33組織ありますがこのうち19組織が公表している状況でありました。個人情報保護の観点から公表されていないものもありますが、一部公開漏れといえますかまだ公開されていないところが散見されているところであります。公表していない審議会等につきましては、今後公開に向けて協議したいと考えてございます。

(会長)

一部公表してない、いわゆる個人情報とかの規定に当てはまらないもので公表してないものはどれですか。

(高橋総括主査)

右の欄に書いておりますが、一つが滝沢市防災会議です。国民保護協議会は平成29年度以降開催していないためホームページ等に掲載していない状況でした。あと、資料の真ん中あたりにあります滝沢市高齢者保健福祉協議会、こちらは今回調査をかけたところを載せていなかったということで、次回から公開すること確認しております。この三つとなります。

その他のものについては、どうしても介護保険の認定だとか、障がい者など個人情報が載っている審議会であり、こちらの方は公表していないということでした。

(会長)

ありがとうございます。あと第20条というのはできる範囲で公募等を積極的にやっていると規定されています。市民を公募により委員として審議会のメンバーとして入れることを検討したこともない審議会があると、それは良くないと思いますが、その性質によって不適当ということもあるのですが、その点は確認されているのでしょうか

(高橋総括主査)

それぞれの審議会等の設置要綱等を確認いたしまして、性質上どうしても学術的なもので広く委員を公募できないなどの理由により実施していないものがございますが、法律なり条例なりで市民の広く公募することとしており、附属機関として委員の公募を行っているのは資料のと通りの6組織となります。

(会長)

ありがとうございます。皆さんの方から第20条に限らず、何かありますでしょうか。

(委員)

良いことをやっているのに、勉強会がうまくいかなかったことがあり、声をかけないと何事も始まらないので、勉強会を市婦人連絡協議会が自分たちの会員研修会としてやっていたのに、思ったよりも人が集まらないのは私達の責任でもあるのですけれども、もうちょっと男女共同参画という委員会もやっているでしょうし、様々な会議をやっていますが、なんか進んでないなっていうか、なんか目に見えてこないなと思ってちょこちょこ足を運んでいるのですけど花巻の方には未だにあるでしょうか男女共同参画推進課みたいなね。もうちょっと男女共同参画サポーターの会の会員が少ないとか、そういう現実を皆さん職員がわかっていて何ていうか一緒にいろんなことをやっぱり考えていきましょうよっていうのが、今の会の体制だと弱いような気がするのでいつも担当課には言って、そうでしたねと言われるけど、この前新聞に載った単位自治会長が自ら主催をして討論会を行ったりしていました。結果的にはどうなったのか、新聞には載って頑張ったなと思うけど、その後どうなったかっていうのがなく、地域課題を探ってやるしかないのですが、それが例えばねリーダーのなり手がない原因には、市からの委嘱が多すぎてとてもやっていられないとかっていうことが出たらしくて、会長さんのところの自治会では、何にでも全て会長が出るんじゃないかと代わるものは代わらせるようにしていかないと駄目だよねっていう話を直接自治会長さんから聞いたので、それができたらありがたい話だねっていうので、市がどういうふうな考えでいるのか、代わってほしいって言えば、大丈夫できるからといっても冗談に受け止められないようにする方法を市も考えていただいているでしょうか？

(藤島課長)

人口減少というところで、今まで通りの役職や役員の依頼というのはなかなか難しいと思っています。そこは実は議会の一般質問の方でも出ておまして、そういった対応は各部各課で今後対応していきたいというようなお話をしています。その中で、先ほどのドウナンダ会議という名前だったと思うのですが、新会長が声掛けをして、新会長になって、会長になったらやることがたくさんあるよというようなことで、実際他の分野とかどうなのだろうというようなことで任意で、例えば鶴飼のPTA会長や滝沢第二小学校の会長とかが参加しフリートークみたいな形でお話をしているところでした。ただ、それぞれの何と申しますか、ご不満であったりとかっていうような話になるのかなと思ったらしいですが、いやそうじゃなくて、皆さん前向きだというようなところで、実は私もそこは見に行きまして、そう

感じておりました。何と言いますか、現役世代でもやっていけるような現状を把握した上で、やり方を変えてくっていうようなところもそういった革新的な方もいるので、そこはもうこれから参考になっていくところなのかなと、いろんな分野においてですね、そのように考えています。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間もありますので第7章の方に進んでいきたいと思います。

第7章は、議会運営の原則ということになっていまして、ここにつきましては従来から皆さんからたくさんのご意見いただいております、この第23条の議会評価、特に第3項について市民が参加できるような評価のあり方というところでずっとご意見いただいておりますので、ここは答申には反映されてくるのかなと思っておりますが、改めてそれ以外でといいますか、ご意見ということがあれば、ぜひお願いいたします。

(委員)

この第23条の議会評価の運用状況のところ、資料の右側に令和6年度議会改革推進会議の専門委員会として政策サイクル評価推進課委員会を設置しましたとあります。ちょっと議会のホームページを拝見したのですが、私の検索の仕方が悪いのか2024年11月26日に更新しておりましたが、ここを見てもタイトルだけで内容が何もなくて、目的も構成メンバーとか、そういった何もアップされておりました。議会事務局にお伺いしたいのですが、このホームページはどうなっているのでしょうか？

(田村課長)

政策サイクルの評価推進委員会については、まだホームページの方には会議日程のみアップをしている状況でございますので、直近で開催したのが12月6日だったため会議日程のところの題名を多分見ていただいたかと思っております。現在、まだ内部評価中でございますので、まだ表題だけ載せている状況となっております。構成メンバーとか開催した日時とか、載せられるものについては整理をさせていただきたいと思っております。

(委員)

第1期の委員会でもかなり意見が出ました、一度議会と話し合っただけでどうかと。それ一つですけど、私個人的に思うのは議会評価をいろいろやっておられますが、アドバイザーそれからモニター、それからサポーターですかね。それはどっちかという議会と近い関係にある人がやっている評価になっているのではないかと。我々は他人といいますか、第三者の評価という点で物足りないと思っております。そこを一つ考えてもらって、議会自身はそれを10年ほど前に言っておられました。モニターもサポーターも含んだ、いわゆる評価委員会といいますか、そういうのを考えなきゃならないとおっしゃったのですが、それは立ち消えになっております。本当に第三者による評価について、もう少し構築されてどうかと思っております。またそれが本来の議会評価に繋がっていくのではないかと考えています。

(田村課長)

市民からの評価というのは、議会基本条例の方にも明記してございますので、検討はしておるところでございます。令和3年、4年につきましては、議会基本条例に基づいてそれぞれの条項を評価するという形で5段階評価をしてきました。

今回、令和5年度の評価というところで、評価方法を見直してございます。どうしても点数ということになりますと、つけた方の主観的な部分が多く大きくなり、なかなか視察で質問されたときに明確なお答えができないというところがあり、今回は条例の評価につきましては、実施したか否かという実績に基づいた評価にいたしました。

理念の部分を除いた5条以下につきまして1条ずつ議員全員で評価をし、それを議会改革推進会議の全体会で共有し、最終的に議会の評価としてシートをまとめました。この条例評価を基に2年に1回、外部評価を受けるということにいたしました。

こちらにつきましては、任期中2年ごとに1回、外部評価を導入いたします。日本生産性本部が開発をしました「地方議会成熟度評価モデルガイドブック」に基づきまして、評価を受けるということで先ほどありました専門委員会として設置した政策サイクル評価推進委員会の方が、現在内部評価書を作成しているところでございます。

もしよければ、お時間がある時に滝沢市の議会評価というところで検索をしていただきますと、その日本生産性本部の方が書いていただいた滝沢市議会の議会評価の記事が載っておりますので、ご覧になっていただければと思います。

また、令和5年度の外部評価につきましても、受けた後にホームページで公開し市民の皆様からご意見を頂戴するというので今進めております。さらには、おっしゃる通り市民の方を入れた評価っていうのを進めていきたいというふうに考えて、今、改革推進会議の方では協議をしているところでございますので、また随時評価についてはご報告を申し上げたいというふうに考えております。

(会長)

ありがとうございます。評価というので、すごく構えてしまいますが、市民の中に何か評価委員会とかでこういう場で問い詰められるみたいなイメージがあるのでしょうかね。そのため、私はもっと簡単なことから、例えばせっかく議会報告会とか岩手県立大学の学生といろんな懇談会をやっていたり、動画にもいろいろ出演させていただいたりしていましたが、何かそういう場で、例えば議会だより読んでいますかとか、最近内容どうですかとか、簡単な一文でアンケートを常に取りようにするとか、傍聴行ったことありますかと、なんかそういうことから始めてはどうでしょうか。議員のモチベーションにもなりますし、そのアンケート結果が上向きになっているのか、下向きになっているのか議会として把握をして、それに基づいたこの日本生産性本部の外部評価にもちゃんと反映してもらおうというようなやりながら、工夫されていくのがいいのではないかと思います。そこからバージョンアップしていけばいいのではと思います。

(田村課長)

評価ですけれども、評価することが目的ということではなくて、現状の課題、成果につきましても整理をしながら、いかに自分たちが目指す議会に近づくにはどのような課題があっ

て、どのような取り組みが必要かというところを目指しながら評価をしていきたいと思えます。今おっしゃられたように大々的なアンケートというよりは、日々の皆様のお声を聞きながらやっていきたいというふうに考えております。

(会長)

ありがとうございます。この部分につきましては、今までの審議会でのお話合いの状況も含めて答申案については検討していきたいと思えます。

それでは、残り第8章につきましては、先ほどありました災害とかとコミュニティの話も出ましたが、第25条にそういった規定もあります。それから、とても気になっていることの一つに、第28条の市長の責務として、職員の能力向上人材育成についてどういうふうに進んでいるのかということも気になっていたりします。

それから、第33条の公益通報体制について、これも近年非常に話題になっていますので何かあったときに、何もないということになると困りますので、この要綱は一応ありますけれども、これがちゃんと常に使える状況かということについてもチェックを定期的にかけていくということも必要かと思っています。それら含めてですが、皆さんから残り全体あるいは全体も含めてということでも結構です。何かありましたら、どうぞお願いします。

(会長)

先ほどのお話ですけど第25条の第4項について、市は地域コミュニティの活動に対して必要な情報提供するなど積極的に支援するというのがありますので、ここが一つの根拠規定になってくるかなと思えます。さらに第26条の地域づくりにおける連携、それから特に第4項の多文化共生社会ですが、こういったことも非常に今大事な論点かと思えます。

すいません、一点お聞きしたいのですが先ほども触れました第28条の2項について、職員の能力向上という点ですが滝沢の運用状況のところに滝沢市人材育成基本方針があります。

これは、人材育成基本方針というのは、ある時期に国が一斉に作れと言って、各自治体が一斉に作ったものですが、ひな形のようなものもあったりしまして、実際にこれが今10年、20年経ってその自治体の運用状況に合わせて改定したり、ちゃんと検証されて足りないところを追加しているかということ、実はほとんどの自治体がしてない状況です。このことについて、滝沢市ではいかがなようにされているのでしょうか。

(佐藤部長)

職員の人材育成に当たりましては、この人材育成基本方針を立てて運営しているところでございます。滝沢市においては、何年かに1回改定しておりましてここ数年では定年延長制度、役職定年がございまして60歳過ぎで役職定年になった職員を副主幹という職位にしたんですが、副主幹の職務の役割も含めながら全体的な見直しをして、それぞれの職位に合った役割を定めているということとあとはその職位ごとに合わせた研修計画を立てて研修をしているというところでございます。

(会長)

では職員の方々ははいその通り順調に育成されているということでしょうか。

(佐藤部長)

若者、多様な考え方だったり職業観違いますので一方でハラスメントの研修であったり、毎年1回ヒアリングということで、ハラスメントの調査も行っておりますので、そういった働きやすい職場環境を作りながら、あとはそれぞれの職位に応じた能力をつけていただくということで風通しの良い職場、生き生きと働く職場環境の整備と書いておりますが、そういったことも含めまして現在進めているところであります。職員育成については、様々職員も個人差はありますが、いずれ職位に応じた能力をつけるような研修を随時行っているというところであります。

(会長)

ありがとうございます。続いてどうぞ。

(委員)

各部署に来庁者が何人ぐらい来て、増えているのか減っているのか変わらないのか把握していますか。実は他市町村の人の方と話したときに、うちって変わらないんだよねって話になったことがあります。変わらないってことは、求めるものが決まっていて、それ以上のものを求めてないのか現状に満足しているかなんだけど、そういうことの統計は取られていますか。

(佐藤部長)

全庁的な来庁者の統計というのは取っていませんが、1階であれば受付の窓口でチケットを取ると何人来庁されたかがわかるのですが、2階、3階ですと特に統計的なものを取っていません。全体的に見ますと、滝沢市は盛岡市のベッドタウンでありますので転入出の手続きがありますがその件数は減っているのかもしれないのですが、大きく減少していることはないと感じています。同じ方が手続きに何回も来るようなことはないようにするのが、窓口の基本でございますので1回来たときに一度で手続きできるように、各種ご案内のガイドブックを工夫して、最近ではお悔やみハンドブックを作成し、死亡された方の手続きをどのようにすればいいかをまとめたりしながら窓口の対応について改善を進めているというところであります。

(会長)

ありがとうございます。それでは、時間が過ぎておりましたので、この後ですれ冒頭に事務局からお話しいただきましたように様式の方にそれぞれ評価や気になることをご意見、あるいは修正すべきだということも含めて書いていただくということになっております。すいません、私の不手際であれですけれども言い残したこともありましたら、ぜひそちらの様式の方お使いいただきまして、ご意見を伝えていただければと思います。

活発なご議論いただきましてありがとうございます。住民参加地域コミュニティ、そして議会そして行政というところでそれぞれポイントとなる運用状況への意見というのがあったと思います。ぜひ事務局の方でしっかり整理をしていただいて、答申への反映ということで

検討いただきたいというふうに思います。それでは、次の議事の次に進ませていただきますが、議事の（３）答申について事務局から説明をお願いします。

（高橋総括主査）

それでは、（３）答申につきましてご説明させていただきます。本日、武田市長から滝沢市自治基本条例検証委員会に対しまして諮問をいただいております。本日の滝沢市自治基本条例の検証結果を基に答申を作成いたしますが、お手元に評価表をお渡しております。

本日、ご検証いただきました内容と、あとこういったところが足りないのではないか、ここは十分にやっているのではないかなどの評価をコメント欄に記入いただきまして、それを答申の方に反映させたいと考えてございます。

そのため、可能であれば12月、今月中にご記入をいただいて、ご連絡いただければ事務局の方でお伺いいたしまして評価表を受け取りに参りたいと思っておりますので、ご協力いただければと思っております。答申内容につきましては、次回の委員会時に作成した答申案を、委員の皆様から最終的な確認をいただきまして答申を市長に議長に提出したいと考えてございました。その確認を2月中に行いたいと思っておりますので、併せて日程方日程につきましては改めて調整いたしますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

（役重会長）

よろしいでしょうか？それでは、議事については以上で私の方からはお返しをさせていただきますと思います。

（杉村課長）

それでは会長、議事進行大変ありがとうございました。

第6回目につきましては、答申書の作成中心にということで考えておりましたので大変短期間ではございますけれども評価表の方もご記入につきまして、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして第5回の滝沢市自治基本条例検証委員会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。

（散会）